

北区立荒川小学校
「新型コロナウイルス感染症対策」
ガイドライン
【6月5日版】

北区立 荒川 小学校

1 ガイドラインの策定について

このガイドラインは、以下に示すマニュアルやガイドライン等を基に作成している。

(1) 文部科学省関連

①令和2年3月24日付

「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」

②令和2年5月22日付

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」

(2) 東京都教育委員会関連

①令和2年3月26日付

東京都教育委員会「都立学校版 感染症予防ガイドライン(新型コロナウイルス感染症)」

(3) 北区教育委員会関連

①令和2年4月10日付

北区立学校等における「新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン【第1版】」

②令和2年6月1日付

北区立学校等における「新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン【最新版】」

③その他 教育委員会 各担当課より発出された通知等

2 有効期間について

本ガイドライン配布～新型コロナウイルス感染拡大が一定程度収束に向かうまで

※一定程度収束に向かうまでとは、国、都、区が、そのような方向性を示し、校長がそのように判断したときを指す。

※学校及び児童等の状況、感染拡大及び収束の状況等によっては、本ガイドラインによらず、適宜、適切に、臨機応変に対応していく。

3 基本的な考え方について

(1) 教育活動において、講じるべき5つの対策

①児童の発達段階に応じた、新型コロナウイルス感染症の予防についての、正しい理解と適切な行動を指導

②手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策の徹底

③学校医や学校薬剤師等と連携した校内保健管理体制の整備

④日頃の連絡体制の確認

⑤集団感染のリスクが高い、以下の3つの条件が同時に重なることや、1つ1つの条件が発生しないようにする配慮

・換気の悪い密閉空間（密閉）

・多くの人が集まる密集（密集）

・近距離での会話や発声（密接）

(2) 都内及び区内の感染者の発生状況を踏まえた、学校の臨時休校措置への対応に留意する。

4 感染症予防の徹底について

(1) 家庭と連携した取組

- ・ 児童の毎朝の検温と風邪症状等の確認及び同居家族の健康状況の把握
- ・ 感染症対策に必要な持ち物の持参を徹底
- ・ 手洗い（基本的に流水と石けんで行う）と咳エチケット（マスクの着用を原則とし、難しい状況の場合には、ハンカチや手ぬぐい等で代用、または、ティッシュやハンカチ等で口や鼻を覆うなど）の励行
- ・ 免疫力を高めるための生活習慣（十分な睡眠、適度な運動、バランスのよい食事）の徹底
- ・ 下校後の不要不急の外出自粛の徹底

(2) 学校での取組

①児童への指導

- ・ 毎朝の健康状態の確認と自宅での検温
- ・ 感染症対策に必要な持ち物の持参を徹底
- ・ 登校後、速やかに健康状態の確認、観察
- ・ 状況に応じて、保健室その他の別室での健康状態の確認、観察
- ・ 風邪の症状（体温が平熱より高い、咳、のどの痛み、くしゃみ、鼻水、強いだるさ、息苦しさ等）が見られる場合の自宅休養の指導
- ・ こまめな手洗い（登校時、給食前、清掃後、トイレ後、外遊び後）と咳エチケットの励行

②校内環境の整備

- ・ 石けん等の設置
- ・ 教室（ドアや窓）や廊下、特別教室や体育館等の換気と温度調節の徹底
- ・ 児童が手を触れやすい箇所について、児童が下校した後の教職員による校内の消毒
- ・ 牛乳パックリサイクルの実施時期延期など、ゴミの分別における配慮

③教職員の対応

- ・ 教職員も毎朝の健康状態の確認と自宅での検温
- ・ 出勤後、速やかに健康状態の確認、観察
- ・ 風邪の症状が見られる場合の自宅休養の徹底
- ・ 当分の間、マスク等を着用して授業等を実施

5 教育活動における対応について

(1) 教科指導における配慮

- ・ 感染の可能性が高い一部の実技指導等は、授業計画を見直し、指導順序の変更を検討

（例）身体が接触するほど密集した状態での読み聞かせ

音楽科における狭い空間や密閉状態での歌唱指導等

家庭科における調理等の実習

体育科における児童が密集する運動や、近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動 など

児童が密集して長時間活動するグループ学習

- ・普通教室、特別教室等における児童の座席間隔（可能な範囲）の確保
 - ・学校における学習と家庭でのオンライン学習を組み合わせた授業展開の工夫（環境が整い次第）
 - ・ゲストティーチャーを活用した授業の自粛（8月まで）
 - ・咳エチケットの徹底
 - ・授業中の室温の確認及び適切な換気
 - ・通常は常時マスク着用とするが、熱中症等の健康被害を考慮した臨機応変なマスクの着脱（体育の授業時には児童間の十分な距離を確保した上で、マスクを着用しないことも可）
 - ・授業中に体調不良の児童が発生した場合の対応（安全に帰宅させ、症状がなくなるまで自宅休養を指示）
- （2）給食実施時における配慮
- ①献立内容
- ・献立作成については、スムーズな配膳・喫食ができるよう工夫
 - ・手指を使って食べるものを提供する場合は、喫食する場合の感染リスクを考慮
 - ・配膳や喫食の安全面に十分留意しつつ、できる範囲で栄養面を確保
- ②給食準備・配膳・片付け
- ・教室内の十分な換気の徹底
 - ・給食前の石けん等による手洗いの徹底、配膳終了まで、全員がマスク（代用品も可）着用
 - ・基本的には教職員が配膳できるような複数での指導體制の確立（可能な限り、教職員が児童の机に置くところまで行う）
 - ・盛り切り（おかわりなし）による配膳の徹底
 - ・席を向かい合わせにしての対面での喫食はせず、前向きで食事
 - ・自分の食器や残食は、所定の位置まで自分で片付け、人の物は触らない指導の徹底
 - ・喫食後の片付け、歯磨き等の際における人数、時間、場所等の動線の工夫
- （3）清掃時間における配慮
- ・清掃形態（場所、方法、順番 等）の工夫
 - ・清掃後の石けん等による手洗いの徹底
- （4）休み時間における配慮
- ・校内の十分な換気の徹底
 - ・トイレ使用時における混雑を避けるための動線や順番の確保
 - ・適度な運動のための外遊びの励行
 - ・健康状態の確認、観察
 - ・トイレ使用後や外遊び後の石けん等による手洗いの徹底
- （5）登下校時の安全確保
- ・登校班での登校を実施しないときの交通安全上の安全指導の徹底及び見守り体制の確保（通学に不慣れな1年生に対する指導の徹底、見守り体制の強化、家庭への協力依頼）
 - ・登校班での登校時は交通安全上の観点を踏まえた上での間隔の確保

6 学校行事等について

- (1) 土曜日授業について
 - ・6月から実施。ただし、当面の間、保護者等に対する公開はしない
- (2) 各種学力調査について
 - ①全国：学力・学習状況調査（6年生）
 - ・中止
 - ②東京都：児童生徒の学力向上を図るための調査（5年生）
 - ・中止
 - ③北区：基礎・基本調査（2～6年生）
 - ・延期とし、時期は7月2日（木）を予定
- (3) 体力・運動能力等調査について
 - ①全国、東京都（1～6年）
 - ・中止
 - ②北区
 - 延期して11月までに実施
- (4) 運動会について
 - ・5月30日（土）に予定していた運動会は、10月24日に延期予定
 - ・状況によっては、中止も視野に入れる。また、実施する場合にも、感染症対策に配慮した実施内容や方法（時間の短縮、演技・競技等の精選 等）を検討
 - ・状況により、参加者の制限（児童・教職員・保護者・地域・来賓 等）を検討
- (5) 展覧会について
 - ・実施。年度当初の予定通り、2月19日（金）、20日（土）を予定
 - ・状況により展示場所及び見学方法等を検討
- (6) 地域巡り（地域探検）、生活科見学、社会科見学、遠足等の校外学習について
 - ・近隣への、バス、電車などの公共交通機関を使用しないものについては実施
 - ・バス、電車などを利用して実施する校外学習は、当面の間は中止
- (7) ゲストティーチャーの招へい授業について
 - ・当面の間、中止（8月までを予定）
- (8) 公開授業について
 - ・当面の間、中止（8月までを予定）
- (9) 児童朝会、避難訓練について
 - ・実施。屋外で間隔を保つ工夫、放送等の活用を工夫
- (10) 水泳指導について
 - ・教科指導における水泳指導は中止
 - ・夏季休業期間中における水泳指導も中止
- (11) 保護者会、個人面談について
 - ・実施する場合には、3密を避けるよう配慮し、方法や内容を工夫
 - ・感染症対策（マスク等の着用、十分な換気、座席配置の間隔確保 等）の徹底
- (12) 学校運営協議会、PTA活動等について
 - ・実施する場合には、3密を避けるよう配慮し、方法や内容を工夫
 - ・感染症対策（マスク等の着用、十分な換気、座席配置の間隔確保 等）の徹底

(13) 東京都の事業について

- ①セーフティ教室
 - ・実施。授業公開、協議会を実施しないことも可
- ②薬物乱用防止教室
 - ・実施。授業公開、協議会を実施しないことも可
- ③道徳授業地区公開講座
 - ・実施。授業公開、協議会を実施しないことも可
- ④学校連携観戦（オリ・パラ観戦）
 - ・次年度に実施

(14) 定期健康診断について

- ・内科、耳鼻科、眼科、歯科については、学校医と相談・調整の上、できるだけ早期に実施するよう検討
- ・心臓検診、腎臓検診については、6月下旬から7月上旬にかけて実施
- ・健康診断実施前までは、2年生以上は、前年度の健康診断の結果を参考にしつつ、保護者と連携を図りながら、教育活動を実施。1年生は、健康診断が実施されるまでの間、安全面の一層の確保を図り、健康管理には十分配慮しながら、保護者と連携を密に図りながら、教育活動を実施

(15) 宿泊を伴う行事について

- ①日光移動教室（6年生）
 - ・中止とするが、宿泊を伴わない代替活動の可能性を検討
- ②岩井高原学園（5年生）
 - ・中止
- ③岩井自然体験教室（4年生）
 - ・中止

(16) 連合行事（連合陸上記録会・連合展覧会）について

- ・中止

(17) 幼稚園等との交流について

- ・10月以降実施

7 令和2年度の夏季休業日について

◎夏季休業期間を短縮し、「補充のための授業」を実施

(1) 令和2年度の夏季休業日について

- ・8月1日（土）～8月23日（日）まで

(2) 「補充のための授業」について

- ①7月：7/21（火）、22（水）、27（月）～31（金）
- ②8月：8/24（月）～28（金）、8/31（月） 【計13日間】

※上記期間中、給食は実施

※上記期間中、学校を休む場合には「欠席」扱い

8 オンラインによる家庭学習支援について

◎児童の家庭学習支援のため、児童の環境が整い次第、オンライン教材を活用した家庭学習を推進

(1) 活用するオンライン教材について

- ① 1年生～3年生：「ミライシード」
- ② 4年生～6年生：「スタディサプリ」

(2) 環境整備への支援について

- ・北区教育委員会が主体となって推進。学校は教育員会と連携

9 感染者が発生した場合の対応について

児童が感染者または濃厚接触者であることが判明した場合、ただちに保護者から学校に連絡
学校は、保護者から連絡を受けた場合、ただちに教育委員会学校支援課に報告

(1) 児童が感染した場合

- ・治癒するまでの間、児童は出席停止
- ・感染者が出た学校は、濃厚接触者が保健所により特定されるまでの間、学校の全部または一部を臨時休校
- ・保健所と連携し、感染者、濃厚接触者を特定して健康観察を実施
- ・保健所と連携し、感染者が活動した範囲の物品を消毒
- ・保護者への周知の際は、プライバシーに配慮し、区ホームページ等で周知

(2) 児童が濃厚接触者と判明した場合

- ・保健所に情報提供し、児童への対応と臨時休校の必要性を検討
- ・当該児童が感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間は出席停止
- ・必要に応じて他の児童や教職員の健康観察

10 その他

(1) 児童が海外から帰国した場合

- ・帰国後2週間は当該児童または保護者との連絡を密にして、外出を控え、自宅に滞在するよう指示

(2) 偏見や差別に対する指導

- ・感染者、濃厚接触者とその家族、医療従事者とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為は断じて許されないものであり、偏見や差別が生じないように、発達段階に応じた指導の徹底

(3) 相談体制の確立

- ・児童や保護者が、いじめや偏見、差別に悩んだ場合の窓口として、担任だけでなく、管理職を含めた全ての教職員で対応していくとともに、24時間SOSダイヤル、教育総合相談センター等の周知

(4) 心のケア

- ・児童の健康観察、心理的ケアをきめ細かく行い、児童の状況を的確に把握
- ・健康状態の変化やストレス等に対して、担任だけでなく、スクールカウンセラー、管理職を含めた全ての教職員で対応していくとともに、子ども家庭支援センターへの連絡・相談等により、心のケアに適切に対応

- (5) 体育館・校庭の地域開放
 - ・7月末まで中止。その後は、今後の新型コロナウイルス感染症の収束状況を踏まえて判断
- (6) 学校公開講座
 - ・収束するまで中止
 - ※収束の見通しが立った時点で、北区教育委員会が今年度実施校を募集
- (7) 学校支援ボランティア活動推進事業
 - ・原則、収束するまで中止
 - ※屋外活動や感染症対策が可能なもの等、学校の状況に応じて活用